

組合員の貸付に関する細則の一部改正について

全国市町村職員共済組合連合会において組合員貸付事業の健全な運営を図るための対応策が協議・決定され、構成組合において統一的に実施することに伴い、本組合の組合員の貸付に関する細則の一部を改正しました。

これにより、「無給休職者等の貸付けの制限」、「部分休業者等の減額後の給料による貸付審査」等について、本年8月1日以降の貸付けから適用することになります。

つきましては、改正内容及び事務取扱いについては、次のとおりとなりますので、組合員にお知らせいただき、事務取扱いについて、御理解、御協力をお願いいたします。

《改正内容》

1 貸付けの制限事項の追加

貸付け申込日現在において、「給料等に差押え及び保全処分を受けているとき」、「毎月の償還額が給料の30%を超えるとき」、「ボーナスでの償還額が年収の30%を超えるとき」及び「破産、民事再生等の適用者等」は貸付けを行わないと規定する従来の貸付けの制限事項に次の事項が加わりました。

- (1) 給料の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。
- (2) 抵当権の設定を要する貸付け(400万円を超える住宅に係る貸付け)の申込みがあった場合において、当該不動産に根抵当権が設定されているとき。

2 部分休業者等の償還能力の審査基準となる給料

育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者に係る、貸付申込み時の給料及び年収に対する償還能力の審査に用いる給料については、減額後の給料となります。

3 第2順位以降の抵当権設定となる住宅貸付の提出書類の追加

住宅貸付又は災害貸付(住宅に係るもののみ)に係る抵当権の第1順位設定ができない場合には、抵当権設定順位特例申請書(様式第14号)に加え、「貸付対象不動産に係る先順位の抵当権の設定状況が確認できる書類」を提出してください。

4 適用日

平成23年8月1日以後の貸付から適用(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)